

## 簡易水道事業に関する訴訟の第1回口頭弁論について

市が業者2者と市の元職員に対して訴えを提起した簡易水道事業に関する損害賠償等の請求に係る3件の訴訟事件について、本日午後2時15分から盛岡地方裁判所において第1回口頭弁論が行われました。

公判では被告からそれぞれ提出された答弁書の内容が示されましたが、被告ごとに差異はあるものの、業者2者は市の主張そのものを争い、元職員は市の主張は概ね認めるとしながら支払いはできないと主張しており、遺憾であると感じております。

今後様々な手続の中で真相が明らかになることを期待しながら、訴訟の状況を注視していきたいと考えております。